

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	障害者自立支援関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

亀山市は、障害者自立支援関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

亀山市では「亀山市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」および「亀山市特定個人情報の取扱いに関する行動指針」を定めており、特定個人情報については本方針に基づき適正な取扱いを行っている。障害者自立支援関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

亀山市長

公表日

令和8年8月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者自立支援に関する支援
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 自立支援医療費の新規申請・更新申請の受理及び通知 2. 自立支援医療費の支給認定変更申請の受理及び通知 3. 他の都道府県内に居住地を移したときの届出の受理 4. 医療受給者証の再交付申請の受理及び通知 5. 医療受給者証の送付 6. 医療受給者証の返還の受理 7. 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給申請の受理 8. 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給申請の受理 9. 計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給申請の受理 10. 補装具費の支給申請の受理 11. 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の申請の受理 12. 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給決定の変更の申請の受理 13. 障害支援区分の認定 14. 障害支援区分の変更の認定 15. 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定 16. 特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給 17. 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給決定 18. 計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給 19. 療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給 20. 補装具費の支給決定 21. 高額障害福祉サービス等給付費の支給申請の受理 22. 高額障害福祉サービス等給付費の支給 23. 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定 24. 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給決定の変更の決定 25. 地域生活支援事業に関する事務
③システムの名称	障がい者福祉システム(自立支援給付)・住民基本台帳ネットワークシステム・中間サーバ・団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者自立支援給付関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 項番117
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表 項番144、145 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表 項番144、145、146
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 地域福祉課
②所属長の役職名	地域福祉課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務財政部財務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5025
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部地域福祉課 519-0164 三重県亀山市羽若町545番地 0595-84-3313
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手を介在させる作業については、複数の者による確認を行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムを通じて個人情報を入手を行う場合、番号法の規定に定められている根拠どおりかについて、複数名で確認を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	障がい者自立支援に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制をチェックシートを用いて確認することとしている。	亀山市では「亀山市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」および「亀山市特定個人情報の取扱いに関する行動指針」を定めており、特定個人情報については基本方針に基づき適正な取り扱いを行っている。 障害者自立支援関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。	事前	
平成29年4月1日	I－1 ②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により自立支援給付の支給情報の管理、統計報告の資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①自立支援給付決定時の対象者可否の判断に使用 ②情報提供ネットワークシステムへの自立支援給付データ提供	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号、以下「法」という。)に基づき対象者に給付等の事務を行う。特定個人情報ファイルは次の事務に使用する。 ①法第20条の介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給申請の受理 ②法第19条、第21条、第22条、第29条、第30条の介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定 ③法第34条、第35条の特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給 ④法第51条の6の地域相談支援給付費及び例地域相談支援給付費の支給申請の受理 ⑤法第51条の5、第51条の7の地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給決定 ⑥法第51条の17、第51条の18の計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給申請受理 ⑦法第51条の13、第51条の16の計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給 ⑧法第70条、第71条の療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給 ⑨法第76条の2の高額障害福祉サービス等給付費の支給申請の受理 ⑩法第24条の介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の申請の受理 ⑪法第19条、第21条、第22条、第24条、第29条、第30条の介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定 ⑫法第51条の9の地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給決定の変更の申請の受理	事前	
平成29年4月1日	I－1 ③システムの名称	障がい者システム(自立支援給付)	障害福祉システム(自立支援給付)、中間サーバー、伝送通信ソフト	事前	
平成29年4月1日	I－3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の84の項	番号法第9条第1項及び別表第一84の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める面令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第60条	事前	
平成29年4月1日	I－4 ①実施の有	番号法第19条第7号 別表第二の108、109、110の項	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の第8・11・16・20・26・53・56の2・57・87・88・108・116の項 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条・10条・12条・14条・19条・27条・30条・31条・44条・55条・59条の2 2. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の第108・109・110の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条・55条の2	事前	
平成29年4月1日	I－5 ①部署	健康福祉部 高齢障がい支援室	健康福祉部 地域福祉室	事後	
平成29年4月1日	I－5 ②所属長	高齢障がい支援室長 古田秀樹	地域福祉室長 水谷和久	事後	
平成29年4月1日	I－1 対象人数	1万人以上10万人未満	1000人未満	事前	
平成29年4月1日	II－2 取扱者数	500人以上	500人未満	事前	
平成30年6月22日	I－5 ①部署	健康福祉部 地域福祉室	健康福祉部 地域福祉課	事後	
平成30年6月22日	I－5 ②所属長	地域福祉室長 水谷和久	地域福祉課長	事後	
平成30年6月22日	I－7	企画総務部 総務法制室 519-0195 三重県 亀山市本丸町577番地 0595-84-5033	総合政策部 総務課 519-0195 三重県 亀山市本丸町577番地 0595-84-5032	事後	
平成30年6月22日	I－8	健康福祉部 地域福祉室 519-0164 三重県 亀山市羽若町545番地 0595-84-3313	健康福祉部 地域福祉課 519-0164 三重県 亀山市羽若町545番地 0595-84-3313	事後	
平成30年6月22日	I－4－② 法令上の根拠	別表第二の第8・11・16・20・26・53・56の2・57・87・88・108・116の項	別表第二の第8・11・16・20・26・53・56の2・57・87・88・108・110・116の項	事前	
平成30年6月22日	III 時点	2017/4/1	2018/4/1	事後	
平成30年6月22日	I－1－③システムの名称	障害福祉システム(自立支援給付)、中間サーバー、伝送通信ソフト	障がい福祉システム(自立支援給付)・住民基本台帳ネットワークシステム・中間サーバー・団体内統合宛名システム	事後	
令和1年6月1日	IV リスク対策	項目なし	リスク対策の追加	事後	新様式への変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	I-1-②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「法」という。）に基づき対象者に給付等の事務を行う。特定個人情報ファイルは次の事務に使用する。 ①法第20条の介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給申請の受理 ②法第19条、第21条、第22条、第29条、第30条の介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定 ③法第34条、第35条の特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給 ④法第51条の6の地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給申請の受理 ⑤法第51条の5、第51条の7の地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給決定 ⑥法第51条の17、第51条の18の計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給申請の受理 ⑦法第51条の13、第51条の16の計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給 ⑧法第70条、第71条の療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給 ⑨法第76条の2の高額障害福祉サービス等給付費の支給申請の受理 ⑩法第24条の介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の申請の受理 ⑪法第19条、第21条、第22条、第24条、第29条、第30条の介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定 ⑫法第51条の9の地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給決定の変更の申請の受理 ⑬法第51条の7、第51条の9の地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給決定の変更の決定 ⑭法21条の障害支援区分の認定 ⑮法第21条、第24条第4項、第5項の障害支援区分の変更の認定 ⑯法第58条の自立支援医療費（育成・更生・精神通院医療）の支給申請の受理 ⑰法第58条の自立支援医療費（育成・更生医療）の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 自立支援医療費の新規申請・更新申請の受理及び通知 2. 自立支援医療費の支給認定変更申請の受理及び通知 3. 他の都道府県内に居住地を移したときの届出の受理 4. 医療受給者証の再交付申請の受理及び通知 5. 医療受給者証の送付 6. 医療受給者証の返還の受理 7. 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給申請の受理 8. 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給申請の受理 9. 計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給申請の受理 10. 補装具費の支給申請の受理 11. 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の申請の受理 12. 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給決定の変更の申請の受理 13. 障害支援区分の認定 14. 障害支援区分の変更の認定 15. 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定 16. 特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給 17. 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給決定 18. 計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給 19. 療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給 20. 補装具費の支給決定 21. 高額障害福祉サービス等給付費の支給申請の受理 22. 高額障害福祉サービス等給付費の支給 23. 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定の変更の決定 24. 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給決定の変更の決定 25. 地域生活支援事業に関する事務	事後	
令和1年6月1日	I-4-②法令上の根拠	別表第二の第8・11・16・20・26・53・56の2・57・87・88・108・110・116の項	別表第二の第8・11・16・20・26・53・56の2・57・87・108・109・110・116の項		
令和1年6月1日	IIしきい値判断項目 1対象人数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月1日	IIしきい値判断項目 2取扱者数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年5月29日	IIしきい値判断項目 1対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年5月29日	IIしきい値判断項目 2取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年6月14日	IIしきい値判断項目 1対象人数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月14日	IIしきい値判断項目 2取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の第8・11・16・20・26・53・56の2・57・87・108・109・110・116の項 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条・10条・12条・14条・19条・27条・30条・31条・44条・55条・59条の2 2. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二の第108・109・110の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条・55条の2	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の第8・11・16・20・26・53・56の2・57・87・108・109・110・116の項 ・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条・10条・12条・14条・19条・27条・30条・31条・44条・55条・59条の2 2. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の第108・109・110の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条・55条の2	事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 7. 特手個人情報の開示・訂	総合政策部 総務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5032	総務財政部財務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5025	事後	
令和4年6月10日	IIしきい値判断項目 1対象人数	令和3年4月1日 時点	2022/4/1	事後	
令和4年6月10日	IIしきい値判断項目 2取扱者数	令和3年4月1日 時点	2022/4/1	事後	
令和5年6月29日	IIしきい値判断項目 1対象人数	令和4年4月1日 時点	2023/4/1	事後	
令和5年6月29日	IIしきい値判断項目 2取扱者数	令和4年4月1日 時点	2023/4/1	事後	
令和6年7月10日	IIしきい値判断項目 1対象人数	令和5年4月1日 時点	2024/4/1	事後	
令和6年7月10日	IIしきい値判断項目 2取扱者数	令和5年4月1日 時点	2024/4/1	事後	
令和7年8月5日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の 根拠	番号法第9条第1項及び別表第一84の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第60条	番号法第9条第1項 別表 項番117	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月5日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条8号 別表第二の第8・11・16・20・26・53・56の2・57・87・108・109・110・116の項 ・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条・10条・12条・14条・19条・27条・30条・31条・44条・55条・59条の2 2. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の第108・109・110の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条・55条の2	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第2条表 項番144、145 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表 項番144、145、146	事後	
令和7年8月5日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第19条第8号 別表第二 項番 9,12,15,16,19,26,27,28,31,54,55,56の 2,57,79,85,87,106,109,110,116,119 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第 8,9,10,10の2,11の2,12,13の 2,19,20,21,22,28,29,30,31,42,43の3の2,44,53,55条の3 【情報照会の根拠】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第19条第8号 別表第二 項番 9,10,11,12,15,20,25,53,66,67,68,69,85,108,109,110 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第 9,10,12,14,27,30,37,38,55条	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第2条表 項番 11、15、20、37、144、145、155 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表 項番 14、15、20、37、41、91、92、93、144、145、146、155、	事後	
令和7年8月5日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業		(人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か)十分である (判断の根拠)人手を介在させる作業については、複数の者による確認を行っている。	事後	
令和7年8月5日	IV リスク対策 11 もっとも優先度が高いと考えられる対策		(6)情報提供ネットワークを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 十分である (判断の根拠)情報提供ネットワークシステムを通じて個人情報を入手を行う場合、番号法の規定に定められている根拠どおりかについて、複数名で確認を行っている。	事後	
令和8年6月26日	IIしきい値判断項目 1対象人数	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	
令和8年6月26日	IIしきい値判断項目 2取扱者数	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	